

岐阜県公報

目次

教育委員会規則

岐阜県教育委員会技能教育施設の指定等に関する規則の一部を改正する規則

(学校支援課)

ハ一

教育委員会規則

岐阜県教育委員会技能教育施設の指定等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年四月一日

岐阜県教育委員会

委員長 土屋 嶋

岐阜県教育委員会規則第八号

岐阜県教育委員会技能教育施設の指定等に関する規則の一部を改正する規則

岐阜県教育委員会技能教育施設の指定等に関する規則(平成二年岐阜県教育委員会規則第二号)の一部を次のように改正する。

第一条中、「技能教育施設」を、「学校教育法施行令(昭和二十八年政令第三百四十号。以下「政令」といふ。)第三十二条、第三十三条の二及び第三十四条第二項並びに技能教育施設」に、「第一条、第三条第一項第六号及び第六条第二項」を「第四条第一項第六号」に、「同施設」を「及び同施設」に、「学習を高等学校の教科の一部の履修とみなす措置(以下「連携措置」といふ。)に係る科目」を「連携科目等」に改める。

第二条の見出しを「技能教育施設の指定申請」に改め、同条第一項中「省令第一条」を「政令第三十二条」に、「受けよう」を「申請しよう」に改め、「の各号」を削り、同項第五号中「省令第六条」を「政令第三十三条の二」に改め、同条第二項中「の各号」を削り、同項第五号中「省令第六条」を「政令第三十三条の二」に改める。

第三条中「第三条第一項第六号」を「第四条第一項第六号」に改める。

第四条の見出しを「連携科目等の指定申請」に改め、同条中「省令第六条第二項」を「政令第三十四条第二項」に、「連携措置に係る科目」を「連携科目等」に、「受けよ

う」を「申請しよう」に、「指定を受けた技能教育のための施設の設置者」を「者」に、「連携科目指定申請書」を「連携科目等指定申請書」に、「研修科目」を「研修連携科目」に改め、同条ただし書を削る。

規定施行期途中「連携科目指定申請書」を「連携科目等指定申請書」に、「技能教育施設の指定等に関する規則第6条第1項」を「学校教育法施行令第34条第2項」に、「による連携措置に係る科目」を「により、連携科目等」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

平成二十五年四月一日発行

発 行 者
発 行 所

岐阜市数田南二丁目一番一号
岐 阜 県 庁

編 集

岐阜市三輪ふりんどびあ十三一 岐阜文芸社